



なごみ つうしん

2016年
No.34

節分の日

2月3日(水)は節分の日、「節分」とは季節の分かれ目を表す言葉で、旧暦では立春が新年の初めとされていたため、この節分と言う行事は私たちにとって特に重要な日とされているとか…。ということで今年も利用者様の季節の節目、厄払いの意味を込めて鬼に扮した職員に豆を撒いてもらいました♪
鬼が現れると、みなさん各自持っていた豆を次々と投げて、陽気な鬼四人衆はこてんぱんに退治されました(笑) 鬼が近づくと皆さんとてもいい笑顔で豆を投げられていたので職員と一緒にたくさん写真を撮らせてもらい、なんとも賑やかで楽しい節分となりました。今年も、皆さんにたくさんの「福」が訪れますように…。



▼ 高額介護サービス費について ▼

■高額介護サービス費とはどういう制度？

→ 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく自己負担額には、月々の負担上限額が設定されており、1ヶ月に支払った介護費の合計が負担上限額を超えた場合に、申請によってその超えた分が払い戻されます。これは、国の制度に基づき各市町村が実施するもので、個人の所得や世帯の所得に対して上限が異なります。そして、この制度は平成27年8月から基準が改正されました。

■どんな改正が行われたの？

→ 特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられました。(図1参照)

この高額介護サービスの対象には、老人ホームなどの居住費や食費、差額ベッド代、生活費などを含むことはできません。また、在宅で介護サービスを受けている場合の福祉用具の購入費や住宅改修費などについても、高額介護サービス費の支給対象とはなりませんので間違いがないよう注意しましょう。

☆詳しくはお住まいの市町村の介護保険窓口へお問い合わせを！



区分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)* (新設)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・ 高齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円(個人)*
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

(図1)

介護老人保健施設
パークサイド
なごみ
医療法人河和会

大阪市東住吉区公園南矢田3-19-12
tel 06-6606-2211
http://psnagomi.com